

低炭素建築物に係る変更の運用について

愛知県建設部建築担当局建築指導課

変更に係る運用について、以下のとおり定め、平成24年12月4日より運用をする。

(1) 手続き

法第54条第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の変更をしようとする時（竣工後も含む）は、以下のいずれかの手続きを行うこと。

- ① 法第55条第1項申請による変更認定申請（以下「変更認定申請」という。）
- ② 規則第44条各号に該当する軽微な変更に係る届出（以下「変更届」という。）

(2) 申請時期

変更に係る工事等の着手前。（但し、新築認定申請同様、申請等受付後は着手可能）

(3) 対象

- ① 変更認定申請
「②」以外

② 変更届

以下に示す変更のいずれかに該当する場合。

ア. 着手予定時期又は完了予定時期の6ヶ月以内の変更

イ. 法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更（※1）

※1 「基準に適合することが明らかな変更」について、変更認定の事例蓄積を行い、申請の参考になると考えられるものについて、今後、例示をしていく予定です。

(4) 添付図書

① 変更認定申請

変更認定申請書（省令様式第七）に、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（以下「適合性確認機関」という。）の変更に係る適合証及び適合性確認機関の押印がされた計画変更に関する図書の添付が必要。

② 変更届

変更届（様式第6号）に、変更に係る図書の添付が必要。なお、技術的審査が伴う変更は、適合性確認機関の押印が必要。

(5) その他

計画に含まれない認定を受けた計画（新規、変更共）の工事中における建築物（住戸）の名義の変更は、所管行政庁へ報告が必要。報告方法は、本運用を準用し、変更届によるものとする。

変更届

年 月 日

愛知県知事 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に基づく、軽微な変更について、下記のとおり届け
出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 届出に係る建築物等の位置
- 4 軽微な変更の概要
(旧)

(新)

連絡先

(内容の確認等に使用しますのでご
記入ください。)

処理日	受付日	決裁欄
		係員印

(本欄には記入しないでください。)

(注意)

1. 正副2部提出してください。また、別添にて、当該変更に係る図書を添付してください。
2. 技術的審査に伴う変更については、登録建築物調査機関等の押印がある図書を添付してください。
3. 届出に関する行為を第三者へ委任する場合については、委任状の添付をしてください。